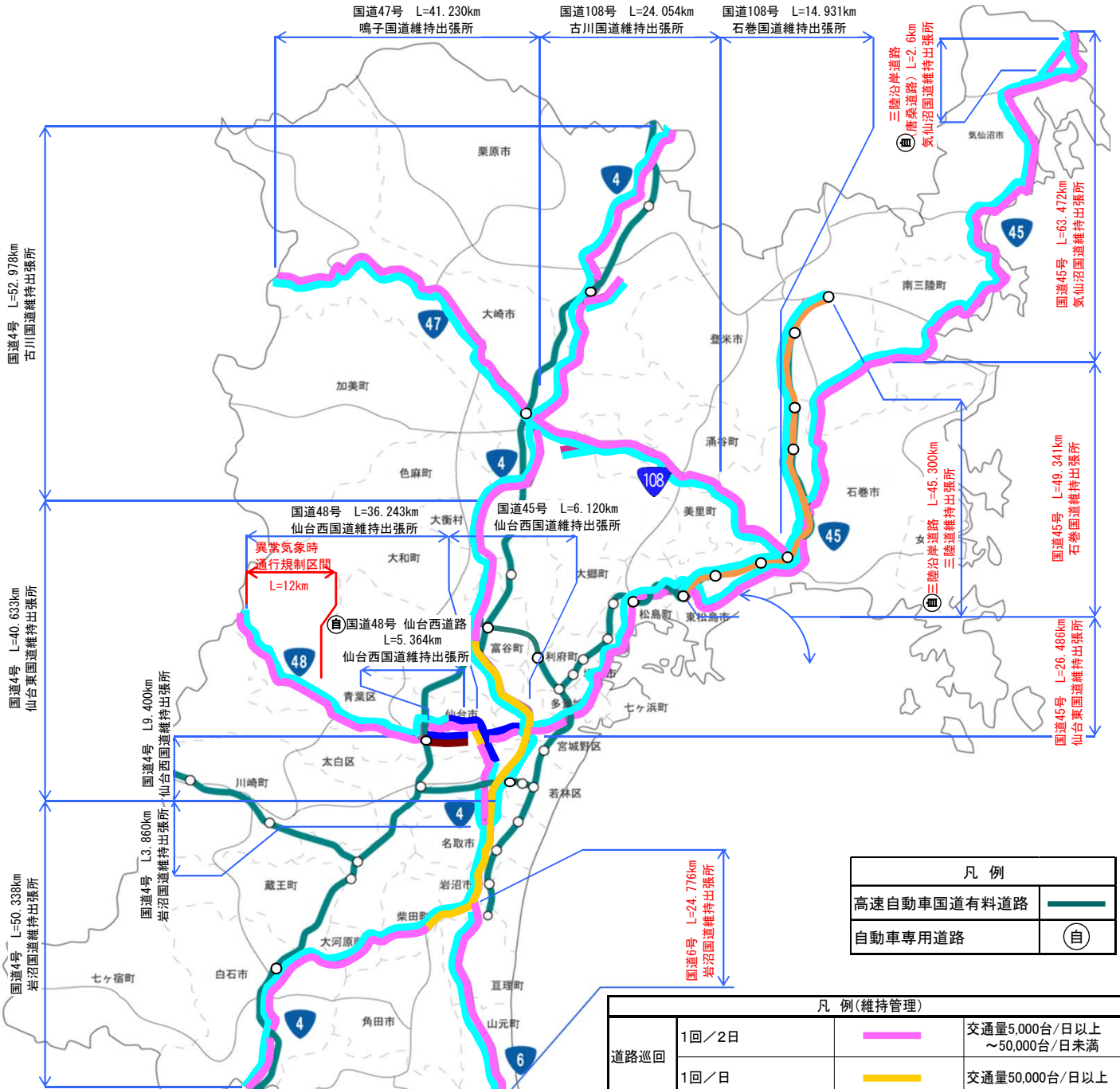


平成25年度 仙台河川国道事務所管内 維持管理計画(案)

仙台河川国道事務所が管理する一般国道及び自動車専用道路(三陸沿岸道路、仙台西道路)の維持管理の対象範囲及び頻度等については下記のとおりです。



仙台河川国道事務所管内管理区間・延長 単位: km

道路名(一般道路)	管理区間	管理延長
国道4号	福島県境～岩手県境	159.8
国道6号	福島県境～岩沼市	24.8
国道45号	仙台市～岩手県境	145.4
国道47号	大崎市古川～山形県境	41.2
国道48号	仙台市～山形県境	36.2
国道108号	石巻市～大崎市古川	39
計		446.4

道路名(自動車専用道路)	管理区間	管理延長
国道48号仙台西道路	仙台市内(東北公済病院前交差点～仙台宮城IC)	5.4
三陸沿岸道路	鳴瀬奥松島IC～登米東和IC	45.3
	唐桑道路	2.6
計		53.3

<異常気象時通行規制区間>

路線名	規制開始地点 規制終了地点	延長(km)	規制基準雨量	危険内容
国道48号	仙台市青葉区作並長袋 東根市大字関山宇大滝	12.0	連続雨量 180mm	落石

凡例(維持管理)			
道路巡回	1回/2日	—	交通量5,000台/日以上 ～50,000台/日未満
	1回/日	—	交通量50,000台/日以上
	3回/日	—	
	6回/日	—	
路面清掃	1回/年	—	
	4回/年	—	仙台市内(DID区間)は、過年度の塵埃量の実績により4回/年実施
歩道清掃	歩行者等の通行の安全性を確保するため、原則として街路樹からの落葉等の除去に限定して実施します。		
除草	通行車両からの視認性を確保するため、以下の繁茂状況を目安に除草すべき箇所を抽出した上で実施します。 ・建築限界内の通行や安全確保が出来ない場合 ・運転手から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保出来ない場合		
剪定	高木・中低木 寄植	1回/3年 1回/年	管内における剪定は、左記の頻度を目安に、通行の阻害箇所や運転手からの視認性が確保できないなど安全確保のための対応が必要であると判断される箇所を抽出した上で実施します。

※道路構造の保全、安全かつ円滑な交通の確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合には、上記に係らず適切な頻度を設定し実施します。
※除染実施区域など線量の高い地区の路面清掃については、除染の実施状況等を勘案しながら対応することとしております。